

だて市政だより 災害対策号

【第3号】

平成23年4月5日発行

■市内の放射線測定値

4月3日に市内各地域の放射線量を測定した結果をお知らせします。

[単位：マイクロシベルト/時間]

伊達地域	梁川地域	保原地域	霊山地域		
伊達 総合支所	梁川 総合支所	保原 本庁舎	霊山 総合支所	霊山南側登 山口駐車場	小国ふれあい センター
0.90	0.76	1.23	1.75	2.68	2.96
月館地域					
月館 総合支所	月館町上手渡 (川俣町境)	布川浄水場		国道399号線飯館村境	
1.35	1.81	1.92		2.94	

国際放射線防護委員会では、放射線量100,000マイクロシベルトを浴びた場合には健康に影響があると考えられています。伊達市の場合は、飯館村境の値を例に計算すると、2.94マイクロシベルト×24時間×365日＝25,754マイクロシベルトとなり、100,000マイクロシベルトの4分の1程度です。この値は、一年中屋外に居続けた場合の数値で、夜間は通常屋内に居るため実際の量はさらに半分程度になります。このようなことから、伊達市内は安全な地域であると判断しています。

■飲用水について

月館地区布川水源の水道水については、乳児に与える基準値を上回る放射性ヨウ素が検出されたため、3歳未満の子どもを養育されているご家庭に、水道水の摂取を控えるようお知らせしていましたが、その後の測定の結果、乳児の飲用にも問題ない数値に安定しましたので、4月1日に飲用制限を解除しました。しかし、風向きや降雨などの気象条件や原発の状況により変動しますので、継続して水質検査を実施します。

◎放射性ヨウ素の測定結果							[単位：ベクレル/kg]
採取水道	3月					4月	
	27日	28日	29日	30日	31日	1日	
月館簡易専用水道（布川・御代田・月館石行地区）	21	44.8	37.7	17.7	83	14.6	
摺上川ダム（上記以外の地区）	15	12	10	7	7	9	

【※1】基準値：乳児は100ベクレル/kg以下、乳児以外は300ベクレル/kg以下
【※2】3月26日以前の結果については災害対策号第2号をご覧ください。

※問い合わせ：上下水道部施設工事課☎577-7213、総務課☎577-3283

■農産物被害などに関する情報

○県では、次の県内産農産物の放射線を測定した結果、暫定規制値を下回っておりますので、安心して食べていただけます。

[平成23年4月2日現在]

野菜(ハウスなどの施設栽培)	イチゴ、きゅうり、トマト、ミニトマト、ニラ、アスパラガス、たらの芽、ミツバ、オオバ、山ウド、サヤエンドウ、スナップエンドウ
野菜(露地野菜)	ネギ、アサツキ
畜産物	牛肉、鶏肉、豚肉、鶏卵
きのこ(施設栽培)	しいたけ、ナメコ、マイタケ、エノキタケ、エリンギ

○福島県産葉物などの出荷停止および摂取の自粛について

県内産では、葉物野菜などの出荷停止および摂取を控えていただくように呼びかけをしていますが、3月28日以降、新たにふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤが追加されました。(平成23年3月30日現在)

○福島第1原子力発電所事故による農作物の損害について

福島第1原子力発電所事故により出荷制限された農産物については、原子力損害の賠償に関する法律により補償される可能性がありますので、書面および写真による記録をお願いします。記録用紙および記入方法については、市農林課または伊達みらい農業協同組合各営農センターにお問い合わせください。

なお、市では出荷制限された農産物および風評被害により損害を受けた場合、国や東京電力で補償するように国などに要望書を提出しております。今後も、これらの実現のために、さらに要請活動を強めてまいります。

<賠償のために準備しておくもの>

(原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ&Aにより)

①記録用紙、②出荷停止になった農畜産物の生産量の記録、③出荷伝票、確定申告の写し、④現況を示す写真など

○農作業について(平成23年4月2日県情報より抜粋)

【共通】

- ①露地野菜を中心に、播種、植付けする作物は例年より10日間程度作業を遅らせてください。
- ②田畑の耕うんは当面控え、できる限り遅めに耕うんを実施するように努めてください。

【水稻】

水稻の播種および田植えの時期など、全体的な作業を10日間程度遅らせて計画してください。

【野菜】

自家野菜(ジャガイモなど)の植付けについては、1週間程度遅らせてください。

【果樹】

防除、摘蕾などの作業については、生育状況に合わせて適期作業を実施してください。

※詳しくは、次の問い合わせ先か、伊達市ホームページの農業関連を参照してください。

産業部農林課 ☎577-3173、伊達農業普及所 ☎575-3181

伊達みらい農業協同組合営農生活部 ☎575-0112

■ごみ、震災によるがれきについて

○家庭ごみは、4月4日(月)よりカレンダーどおり(通常)収集します。

○家庭ごみや震災による瓦などのがれきは、清掃センター(☎582-2051)に直接搬入できます。

4月は土日、祝日も業務を行っています。

【受付時間】午前8時30分から17時まで(昼休みも搬入可能)

※問い合わせ先：市民生活部環境防災課 ☎575-1228

■被災建築物応急危険度判定を受けられた方へ

【応急危険度判定とは】

3月13日から3月25日までの間に実施した「応急危険度判定」は、地震により被害を受けた建物について、被災後の人命に関わる二次被害(余震などによる被害建物の崩壊・崩落による被害)の防止のために行うもので、住宅に著しい損壊がある建物所有者が荷物を搬出する際などの当面の使用の可否をお知らせするものです。

応急危険度判定結果により「危険(赤色)」「要注意(黄色)」「調査済(緑色)」のステッカーが建物に貼ってありますが、「危険」や「要注意」とされた建物でも、専門家のアドバイスを受けて危険を回避する措置を行えば、建物の使用が可能になる場合もあります。

「調査済」となった建物でも絶対安全とは限りませんので専門家のアドバイスを受けてください。修繕に要する費用は自己負担になります。(※専門家による住宅相談窓口を設置しました。)

【住宅の被害認定とは】

現在調査を行っている「建物被害調査」は建物の損害割合や経済的被害の割合を調査するもので、調査に基づいて「り災証明」が発行されます。

「応急危険度判定」で「危険」や「要注意」と判定された建物でも、損害割合は低くなる場合があります。さらに、「応急危険度判定」の結果のみで地震保険等の対応はできませんので、必ず「り災証明書」の発行を受けてください。

※問い合わせ先：建設部都市計画課 ☎577-3149

■住宅相談窓口を設置

市では地震により被害に遭われた方のために、住宅に関する相談窓口を設置しました。

住宅や宅地に関する困りごと、相談などを受け付けます。相談は無料ですが、設計や工事は有料となります。

【相談窓口】(開設時間 9:00~17:00 但し土・日・祝祭日を除きます)

① 「被害を受けた住宅に住んでいて大丈夫か」などの相談

・ 社団法人 福島県建築士会 伊達支部 ☎575-3117 (株)酒井東栄コホレーション内)

・ 社団法人 福島県建築士事務所協会 ☎521-4033 (福島県建設センター5階)

ホムページ <http://www.sekkei-f.jp/>

② 住宅の修繕などの相談

<住宅・宅地など>

・ 伊達市建設業協会 ☎575-4671 (協会事務所は保原地区)

・ 伊達地区建設業組合連合会

伊達地区(菅野工務店) ☎583-3911、保原地区(引地工務店) ☎576-2326

梁川地区(酒井東栄コホレーション) ☎577-1181、霊山地区(菊池建築) ☎586-1843

<上水・下水道の給排水設備など>

・ 伊達市管工事協同組合 ☎575-1366

<電気設備など>

・ 伊達市電設業協議会(齋藤電建工業株内) ☎575-3194

※問い合わせ先：建設部都市計画課 ☎577-3149

■保原小学校と梁川小学校の授業について

保原小学校と梁川小学校の校舎は、地震による建物被害が大きく、現在の校舎で授業ができない状況にあります。そのため、先にお知らせしたとおり保原小学校は桃陵中学校で、梁川小学校は梁川中学校で授業を実施することにしております。その後の授業については、児童生徒の学習環境確保の観点から可能な限り普通教室で授業を行うべきことや、中学生の学習にできるだけ支障が生じないようにすることなどから、下記のとおり市内小中学校の「空き教室」を活用して授業を行うことにしました。

実施時期については、スクールバスなどの通学手段の確保、児童の編制、学校の受入体制など、分散通学の準備が整い次第実施したいと考えております。具体的な内容が決まり次第あらためてお知らせします。

保原小学校については、桃陵中学校に校長室と職員室を置き、松陽中学校、旧泉原小学校などの空き教室を活用して、梁川小学校については、梁川中学校に校長室と職員室を置き、富野小学校、五十沢小学校、白根小学校、山舟生小学校などの空き教室を活用して授業を実施する予定です。

※問い合わせ先：教育委員会学校教育課 ☎577-3249

■生活福祉資金の特例貸付について

今回の地震により、災害救助法の適用を受けた地域に住所を有する方で、一時的な生活費用が必要な方に資金をお貸しします。限度額は1世帯10万円以内です。4月4日(月)から伊達市社会福祉協議会で受け付けを行っています。

※問い合わせ先：伊達市社会福祉協議会 ☎576-4050

■地震災害に関する相談窓口

内容	担当部署	連絡先
総合相談窓口 ・罹災証明関係 ・受付内容に応じた部署を紹介	市民生活部	市民生活課 (575-1290) 市災害対策本部 (575-1003)
災害ごみ関係		環境防災課 (575-1228)
市税の減免、徴収猶予	財務部	税務課 (575-1138)
生活支援、障がい者、避難所 介護保険、保健衛生、健康、年金 国民健康保険、後期高齢者医療	健康福祉部	社会福祉課 (575-1264)
保育園、幼稚園、学童保育	こども部	こども保育課 (577-3141)
児童福祉		こども支援課 (577-3128)
農林業施設被害復旧	産業部	農林課 (577-3173)
職業あっせん、事業資金の融資		商工観光課 (577-3175)
道路、河川、水路等の復旧	建設部	土木課 (577-3135)
市営住宅、宅地関連災害復旧補助		管理課 (577-3147)
住宅関係		都市計画課 (577-3149)
上水道 (開閉栓、料金関係)		総務課 (577-3283)
上水道 (漏水等施設関係)	上下水道部	施設工事課 (577-7213)
下水道関係		下水道課 (577-3162)
小・中学校転入学 区域外通学関係	教育委員会	学校教育課 (577-3249) (577-3250)
学校給食関係		保原学校給食センター (575-5311)
その他の教育行政関係		教育総務課 (577-3245)
災害ごみ関係 道路、河川、水路等の復旧	各総合支所	伊達総合支所 (583-2111) 梁川総合支所 (577-1111) 保原総合支所 (575-2111) 霊山総合支所 (586-1111) 月舘総合支所 (572-2111)
生活福祉資金融資	市社会福祉協議会	本所 (576-4050)

災害情報、避難者 原発(放射能)関連情報	市災害対策本部	575-1003
	総務企画部	総務課 (575-1111)

※受付時間：平日は8時30分～17時15分

夜間(17時15分～8時30分)、土日・祝日(24時間)は市災害対策本部のみ受付

伊達市災害対策本部(保原本庁舎2階)575-1003